

議第 2 3 号

高島市道路構造基準条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 6 日

高島市長 福 井 正 明

高島市道路構造基準条例の一部を改正する条例

高島市道路構造基準条例（平成 2 4 年高島市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 自転車通行帯

第 4 条第 5 項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 6 条第 2 項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 8 条の 2 自動車および自転車の交通量が多い第 3 種または第 4 種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種もしくは第 4 種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第 3 種もしくは第 4 種の道路（自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1. 5メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車の交通の

状況を考慮するものとする。

第9条第1項中「第3種」の次に「（第4級および第5級を除く。次項において同じ。）」を、「第4種」の次に「（第3級および第4級を除く。同項において同じ。）」を、「の道路」の次に「で設計速度が60キロメートル毎時以上であるもの」を加え、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が60キロメートル毎時以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「または自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「もしくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第40条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する市道（この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の市道を除く。）について適用する。